**（施設名）　　消防計画**

**第１　目的及びその適用範囲等**

１　目的

この計画は、消防法第８条第１項に基づき**（**施設名）　　　（以下「施設」という。）の防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

この計画に定めた事項については、管理権原の及ぶ範囲である次の部分及び者に適用する。

（１）　当該管理権原の及ぶ範囲は、　（施設全体等）　とする。

（２）　施設に勤務、入所し又は出入りするすべての者

３　防火管理業務の一部委託について〔　該当・非該当　〕

　　（１）委託者からの指揮命令

　　　　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

　　（２）受託者への報告

　　　　受託者は、受託した防火管理業務について定期に防火管理者に報告する。

　　（３）防火管理業務の委託状況

　　別表８「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

**第２　管理権原者及び防火管理者の業務と権限**

１　管理権原者

管理権原者は施設の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

1. 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つものを防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
2. 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
3. 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

２　防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

1. 消防計画の作成（変更）
2. 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
3. 火災予防上の自主検査の実施と監督
4. 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
5. 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
6. 火気の使用、取扱いの指導、監督
7. 収容人員の適正管理
8. 施設関係者に対する防災教育の実施
9. 防火担当責任者、火元責任者に対する指導、監督
10. 管理権原者への提案や報告
11. 放火防止対策の推進

**第３　消防機関との連絡等**

１　消防機関へ報告、連絡する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| (１)　防火管理者選任(解任)届出 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| (２)　消防計画作成(変更)届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき1. 管理権原者又は防火管理者の変更
2. 内容変更
 | 防火管理者 |
| (３)　訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施する７日前 | 防火管理者 |
| (４)　消防用設備等点検結果報告 | １年に１回（総合点検を実施したもの） | 防火管理者の確認を受けた後に管理権原者が報告 |
| (５)　 消防用設備等の設置届出 | 施設に設置されている消防用設備等を増設、改設、移設したとき | 管理権原者 |
| (６)　 火気使用設備の設置届出 | 施設に設置されている火気使用設備を増設、改設、移設したとき | 管理権原者 |

２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

**第４　火災予防上の点検・検査**

１　日常の火災予防

1. 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表１「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
2. 別表１は施設関係者に配布し、さらに事務所等見やすい場所に掲示する。
3. 防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

２　自主的に行う検査・点検

1. 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア　日常的に行う検査は別表２「自主検査チェック票(日常)」に基づき各担当区域の火元責任者が１日１回チェックする。

イ　定期的に行う検査は別表３「自主検査チェック票(定期)」に基づき各担当区域の火元責任者がチェックする。実施時期は、　　　月と　　　月の年２回とする。

ウ　防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。

1. 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア　自主点検は、別表４「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、防火担当責任者がチェックする。

イ　実施時期は　　　月と　　　月の年2回とする。

３　消防用設備等の法定点検

　（１）　消防用設備等の法定点検は別表５「消防用設備等点検計画表」により行う。

　（２）　防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

４　報告等

　（１）　自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

　（２）　防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

　（３）　防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

**第５　遵守事項**

１　施設関係者が守るべき事項

（１）　施設関係者は、避難口、廊下、階段などの避難施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

　　　ア　廊下、階段、通路には物品を置かない。

　　　イ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉に支障がある物品等は、直ちに除去する。

　　　ウ　上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

　（２）　火気管理等

　　　ア　喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、吸殻の点検を行う。

　　　イ　喫煙は指定されたところで行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

　　　ウ　火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

　　　エ　火気設備器具は指定された場所で使用する。

　　　オ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

　　　カ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

（３）　防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

　　　ア　指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

　　　イ　各種火気設備器具を新設又は増設するとき

　　　ウ　危険物等を使用するとき

　　　エ　施設においてカーテン、じゅうたん等を設置し又は交換しようとするとき

（４）　放火防止対策

　　　ア　建物の外周、敷地内及び死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を放置しない。

　　　イ　物置、空室等の施錠を行う。

　　　ウ　建物内外の整理整頓を行う。

　　　エ　トイレ等の巡視を行う。

　　　オ　火元責任者による火気及び施錠の確認を徹底する。

　　　カ　ゴミは、ゴミ収集日の朝まで出さない。

２　防火管理者等が守るべき事項

　（１）　収容人員の管理

　（２）　工事中の安全対策の樹立

　　　ア　防火管理者は、工事を行う時は、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行う時は、消防機関に工事中の消防計画書の届出をする。

　　　　(ア)　増築等で建築基準法第7条の６に基づき特定行政庁に仮使用申請したとき

　　　　(イ)　消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

　　　イ　工事人等の遵守事項

　　　　　防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

(ア)　溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

(イ)　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外で喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(ウ)　工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

(エ)　危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(オ)　放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

（３）　火気の使用制限

　防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所

イ　火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

ウ　危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

エ　工事等の火気使用の禁止又は制限

　（４）　その他

　　　　　避難経路図を作成し掲出する。

**第６　自衛消防組織等**

１　組織の編成

　自衛消防組織の編成は、別表６のとおりとし、見やすいところに掲示する。

２　自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

（１）　通報・連絡

ア　火災が発生したときには、通報連絡担当者又は火災を発見した者が１１９番通報するとともに、周囲の人に知らせる。

イ　ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

ウ　管理権原者又は防火管理者が不在のときは、管理権原者又は防火管理者へ連絡する。

（２）　初期消火

ア　初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ　初期消火担当は、近くにある消火器を用いて消火する。

（３）　避難誘導

ア　避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ　避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

（４）　応急救護

ア　応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ　応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

３　自衛消防隊の活動範囲

（１）　自衛消防隊の活動範囲は、当該施設の管理範囲内とする。

（２）　隣接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

**第７　夜間の防火管理体制**

１　夜間の防火管理体制

夜間の責任者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

２　夜間における自衛消防活動

夜間における自衛消防組織の編成は別表７のとおりとする。

（１）　通報連絡

火災が発生した時は、直ちに消防機関に通報するとともに、入所者に火災発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

（２）　初期消火

消火器を有効に活用し適切な初期消火を行うこと。

（３）　避難誘導

入所者に対し避難誘導を行うこと。

（４）　消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災の発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

**第８　地震対策**

１　日常の地震対策

（１）　地震対策を実施する責任者は、防火管理者とする。

（２）　地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア　ロッカー等の転倒防止措置を行う。

イ　窓ガラスの飛散防止措置及び看板等の落下防止措置を行う。

ウ　火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

（３）　地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。

２　地震後の安全措置

（１）　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（２）　火気設備器具の直近にいる者は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

（３）　出火状況の確認、けが人の発生状況の確認をする。

（４）　地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

（５）　各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

３　地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

（１）　情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

ア　テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ　混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる人にも知らせる。

（２）　避難誘導等

避難誘導担当は、屋外への避難が必要な場合は、一時避難場所である　　　　へ避難誘導する。

４　その他

（１）　管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講ずるものとする。

ア　工事人に対する教育の徹底

イ　立ち入り禁止区域の指定と施設関係者に対する周知徹底

ウ　避難経路の明確化

（２）　管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害予防等を防止するために次の対策を講じる。

ア　建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

イ　事業再開時には、火気使用器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

**第９　防災教育等**

１　防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者及び実施回数は、その都度、防火管理者及び防火担当責任者が必要に応じ実施する。

２　自衛消防隊員等の育成

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

**第１０　訓練**

１　訓練の実施時期等

（１）　訓練は次表のとおり実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種類 | 訓練内容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 | 　　　月　　　月 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練 | 必要に応じて　　 |

　（２）　訓練の参加者

　　　ア　自衛消防隊員

　　　イ　施設に勤務又は入所する人

　（３）　防火管理者は、訓練を実施しようとするときは、その旨を「自衛消防訓練通知書」により消防機関へ通報する。

２　訓練時の安全対策

　　防火管理者は、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

　（１）　訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

　（２）　訓練参加者の健康状態を事前に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

　（３）　訓練実施中、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。

３　訓練の実施結果

　　防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、以後の訓練に反映させる。

|  |
| --- |
| 別表１　　　　　　　 　　日常の火災予防の担当者と日常の注意事項 |
| 防　　火　　管　　理　　者 | 　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏　　　名 | 担当区域 | 氏　　　名 |
| 　　階 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 |
| 　　階 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 |
| 　　階 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 |
| 　　階 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　 |
| 　　階 |  |  |  |
| 担　当　者　の　任　務 |
| 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について「自主検査チェック票」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
| 従業員等の注意事項 |
| 　１　階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。　２　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。　３　火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。　４　休憩室など部屋から最後に出る人は、必ず火の始末をすること。　５　従業員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。　６　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。　７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。　８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。　９　電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。　10　火元責任者は、担当区域の火気の状況について、責任を持って管理すること。 |

|  |
| --- |
| 別表２　　　 自主検査チェック票（日常）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　月 |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日 | 曜　日 | 実　施　項　目 |
| ガス機器のース老化・損傷 | 電気器具の配線老化･損傷 | 火気設備器具の設置･使用状況 | 吸殻の処理 | 終業時の火気の確認 | 避難通路等の物品の有無 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |
|  (備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。 (凡例)　○…良　　×…不備・欠陥　　△…即時改修 | 防火管理者確　　認 |  |
|  |

|  |
| --- |
| 別表３　　　　　　　　　　　　　　自主検査チェック票（定期） |
| 実　施　項　目　及　び　確　認　箇　所 | 検査結果 |
| 建　物　構　造 | 基礎部に上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。 |  |
| 天井・柱・はり・壁・床等にひび割れ・脱落等はないか。 |  |
| 窓ガラスの落下又はサッシ等の腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| 外壁・ひさし等に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ等が生じていないか。 |  |
| 避　難　施　設 | 廊下・通路 | ・有効幅員が確保されているか。・避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 |  |
| 階　段 | ・階段に物品が置かれていないか。 |  |
| 避難階の避難口（出入口） | ・扉の開放方向は避難上支障ないか。・避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。・避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。・避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気設備器具等 | ・可燃物品からの保有距離は適正か。・異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。・ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。・油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。・排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。・燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| 電気器具 | ・タコ足の接続を行っていないか。・許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| その他 |  |  |
| 検査実施年月日 | 検査実施者氏名 | 防火管理者確認 |
| 　　　　　年　　　月　　　日　　　　　年　　　月　　　日 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |

　(備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

　(凡例)　○…良　　　×…不備・欠陥　　　△…即時改修

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 別表４　　　　　　　消防用設備等自主点検チェック票 |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 　消火器（　　年　月　日実施） | (1)　設置場所に置いてあるか。(2)　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。(3)　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。(4)　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。(5)　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| パッケージ型自動消火設備（　　年　月　日実施） | (1)　散水の障害はないか。（例．物品の集積など）(2)　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。(3)　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。(4)　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 　自動火災報知設備（　　年　月　日実施） | (1)　表示灯は点灯しているか。(2)　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。(3)　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。(4)　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| 　火災通報装置（　　年　月　日実施） | 1. 使用上の障害がないか
2. 前面には操作等に必要な空間が確保されているか。
3. 連動スイッチは連動状態になっているか。
 |  |
| 　避難器具（　　年　月　日実施） | (1)　避難に際し、容易に接近できるか。(2)　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。(3)　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。(4)　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 　誘導灯（　　年　月　日実施） | (1)　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。(2)　誘導灯の周囲には､間仕切り､衝立､ロッカー等があって､視認障害となっていないか。(3)　本体及び表示パネル等は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。(4)　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 検査実施者氏名 |  | 防火管理者確認 |  |

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。（凡例）○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修 |

|  |
| --- |
| 別表５　　　　　　　　　　　 消防用設備等点検計画表 |
|  |  | 点検実施月 |
| 消防用設備等の種類 | 点検の区分 | 機器点検 | 総合点検 |
|  |
| 消　火　器 | 　　月・　　月 |  |
| パッケージ型自動消火設備 | 　　月 | 　　月 |
| 自動火災報知設備 | 　　月 | 　　月 |
| 火災通報装置 | 　　月・　　月 |  |
| 避難器具 | 　　月 | 　　月 |
| 誘　導　灯 | 　　月・　　月 |  |
| 配　　　線 |  | 　　月 |

＊　消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

|  |  |
| --- | --- |
| 点検設備業者住　　　　　所電　話　番　号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 別表６　　　　　　　　　　　　　自衛消防隊の編成と任務 |
| 自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　 (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。自衛消防副隊長　　　　　　　　　　　（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。） |
| 部隊の編成 | 任　　　　　　　務 |
| 通報連絡班 | 　　　　　　　　　　 | １　消防機関への通報並びに通報の確認２　施設内への非常通報並びに指示命令の伝達３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） |
| 消　火　班 | 　　　　　　　　　　 | １　出火階に直行し、消火器による消火作業に従事２　地区隊が行う消火作業への指揮指導３　消防隊との連携及び補佐 |
| 避難誘導班 | 　　　　　　　　　　 | １　各階に直行し、避難開始の指示命令の伝達２　非常口の開放並びに開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　逃げ遅れの確認及び本部への報告５　ロープ等による警戒区域の設定　 |
| 応急救護班 | 　　　　　　　　　　 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊との連携、情報の提供 |

|  |
| --- |
| 別表７　　　　　　　　　　　夜間における自衛消防隊の編成と任務 |
| 部隊の編成 | 任　　　　　　　務 |
| 通報連絡班 | 　　　　　　　　　　　 | １　消防機関への通報並びに通報の確認２　他の勤務者に火災発生を知らせる。３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） |
| 消火班 | 　　　　　　　　　　　 | １　出火階に直行し、消火器による消火作業に従事 |
| 避難誘導班 | 　　　　　　　　　　　 | １　各階に火災を知らせ、避難方向等を指示する。２　消防隊への情報提供を行う。 |

|  |
| --- |
| 別表８　　　　　　　　　　防火管理業務の一部委託状況表　　　　　（令和　年　月　日現在） |
| 防火対象物名称 |  | 再受託者の有無 |
| 管理権原者氏名 |  | □　無し□　一部有り□　全部 |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所等 |  |
| 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏　　名（名　称）住　　所（所在地）電　話　番　号担　当　事　務　所電　話　番　号〔教育担当者講習　　　修了者氏名〕 〔講習修了証番号〕〔教　育　計　画〕 |  |  |
| 　　　　　　　　　 | 常　駐　方　式 | 範　　　　囲 | □　火気使用箇所の点検監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　　□通報連絡　　　□避難誘導　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　周囲の可燃物の管理□　その他（　定期的な巡回　　　　　　　　　　　） | □　同左□　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　）□　同左□　その他（　　） |
| 方　　法 | 常駐場所常駐人員委託する防火対象物の範囲委託する時間帯 | 2階警備員室時間外２名全域１７時から翌日８時３０分まで |  |
| 巡　回　方　式 | 範　　　囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　同左□　同左　□初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 巡回回数巡回人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |  |
| 遠 隔 移 報 方 式 | 範　　　囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　同左□　同左□初期消火　□通報連絡□その他（　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 現場確認要員の待機場所到着所要時間委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |  |